

精神科救急医療体制道北ブロック調整会議開催要領

(趣 旨)

第1 この要領は、道北ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱第11の規定により、精神科救急医療体制をブロックにおいて効果的に運用するための精神科救急医療体制道北ブロック調整会議（以下「調整会議」という。）の開催に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2 調整会議は、次の業務を行う。

- (1) 精神科救急医療体制の調整に関すること。
- (2) その他必要と認められること。

(構 成)

第3 調整会議は、別表に掲げる機関により構成する。
なお、必要に応じて各ブロック保健所管轄の関係機関の参加を可能とする。

(運 営)

第4 調整会議は、上川保健所長が召集し、主宰する。

(庶 務)

第5 調整会議の庶務は、上川保健所健康推進課保健係において処理する。

(運営の検討)

第6 本調整会議は、平成31年4月1日から起算して2年間を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、本調整会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は上川保健所長が定める。

附則

- この要領は、平成10年12月22日から施行する。
- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- この要領は、平成15年10月7日から施行する。
- この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- この要領は、平成16年10月8日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年9月7日から施行する。
- この要領は、平成31年3月29日から施行する。

精神科救急医療システム道北ブロック調整会議

別表

[構成]

- ・旭川市医師会
- ・北海道精神科病院協会
- ・北海道警察旭川方面本部
- ・旭川中央警察署
- ・旭川東警察署
- ・旭川市消防本部
- ・大雪消防組合消防本部
- ・市立旭川病院
- ・旭川赤十字病院
- ・相川記念病院
- ・旭川圭泉会病院
- ・メイプル病院
- ・聖台病院
- ・旭川市保健所
- ・富良野保健所
- ・名寄保健所
- ・稚内保健所
- ・留萌保健所
- ・上川保健所